

米沢市住宅リフォーム等各種補助金制度のご案内

●リフォーム工事等への補助

米沢市暮らそう山形！移住・定住促進事業費補助金（持ち家リフォーム支援分）

◆助成内容

以下の3つの世帯のいずれかに該当し、対象工事を含む全体工事費の20%で限度額30万円

- I 移住世帯：平成28年4月1日以降に県外から市内に移住したまたは平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に東日本大震災の被災地（岩手、宮城、福島の各県に限る）から移住した世帯員がいる世帯。
- II 新婚世帯：申請日において、婚姻してから5年以内の世帯。
- III 子育て世帯：平成15年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯。

米沢市やまがたの家需要創出支援事業費補助金（一般リフォーム支援分）

◆助成内容

対象工事を含む全体工事費の10%で限度額12万円

《共通事項》

◆対象者

- ① 市内に自ら居住する住宅または居住予定の空き家等について、山形県内に本店を有する施工業者とリフォーム工事等の契約をする方で、市税の滞納がない方。
- ② 令和4年2月15日までにリフォーム工事等の完了届を提出できる方。

◆対象工事

以下の6つの要件工事のいずれかを含み、かつ一定基準（※）を満たす住宅のリフォーム等工事で、工事費の総額が10万円以上となるもの。（※）県の定める基準点で10点（工事費が50万円未満の場合は5点）以上となる必要があります。

- ①新・生活様式対応工事、②減災・部分補強工事、③寒さ対策・断熱化（ヒートショック対策）④バリアフリー化工事、⑤克雪化工事、⑥県産木材を使用する工事

（注）令和3年度に以下の制度を利用する工事は、本補助制度と工事内容が異なるものは補助対象になりません。

- 介護保険制度に伴う住宅改修（高齢福祉課）
- 米沢市公共下水道普及促進補助金（下水道課）
- 米沢市浄化槽整備促進事業費補助金（県補助金）（下水道課）
- 米沢市空き家・空き地利活用支援事業補助金（建築住宅課）

◆提出書類

【申請時】 交付申請書・基準点チェックリスト・工事図面・工事見積書・着工前写真・市税の納付に関する証明書・住民票の写し・県産木材使用量計算書（県産木材を使用して基準点を満たす場合のみ必要です。） <詳細は、交付申請書の裏面を参照。>

【完了時】 完了届・補助金振込依頼書兼委任状・工事中及び工事完了時の写真・工事代金の領収書の写し・工事契約書の写し※・「やまがた県産木材利用センター」が発行する販売管理表の写し、県産木材使用量計算書（県産木材を使用して基準点を満たす場合のみ必要です。）

※工事契約書の写しは完了時の提出に変更になりましたのでご注意ください。

◆受付開始日

第1期募集：令和3年4月1日（木）～

第2期募集：令和3年9月1日（水）～

（各募集期間、先着順で予算がなくなり次第終了）

●耐震改修工事への補助

米沢市山形の家需要創出支援事業費補助金（耐震改修支援分）

◆対象工事

・市内に自ら所有し居住する木造住宅のうち、一定基準を上回る耐震改修工事で、工事費の総額が10万円以上になるもの（ソフト等による耐震診断が必要です。）

（注）耐震改修工事の補助は、リフォーム工事等の補助と合算可（工事内容が異なるものは補助対象になります。）

◆助成内容

工事費の50%で限度額80万円

◆提出書類

申請にあたっては、事前協議が必要になります。詳しくはお問い合わせください。

◆受付開始日

令和3年4月1日（木）～（先着順で予算がなくなり次第終了）

問い合わせ先等

◆申込書の配布先

米沢市役所5階建築住宅課（市のホームページからダウンロードも可能です。）

◆その他

交付決定通知を受ける前に、補助事業に係る工事請負契約を締結し着工しているもの、建築確認申請が必要な工事にあつては、確認済証の交付を受けていないものは、助成の対象になりません。建物を解体して、増築するような工事は対象にならない場合がありますので事前にご相談ください。申請後の増額変更は認められません。

◆担当 米沢市役所 建築住宅課住宅指導担当 電話0238（22）5111